

令和8年度 事業計画基本方針

令和8年度は赤平市社会福祉協議会の事業に大きな関わりのある介護保険制度、成年後見制度のスタートから26年目を迎えます。

この間、両制度の骨子である介護の社会化と措置から契約への移行は国民の間に広く浸透することとなりましたが、一方で生活困窮者や引きこもりなど、制度の狭間となる福祉課題が増えてきており、個々の問題はますます複雑多様化している状況にあります。

なお、少子高齢化による人口減少は深刻さを増しており、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加するなか、人と人とのつながりは希薄になり、支え合いの基盤が脆弱化するなど、地域ごとに複雑化・多様化した課題を抱えこれまでの制度では対応が困難なケースが顕在化しています。

赤平市社会福祉協議会といたしましては、行政、民生委員児童委員協議会、福祉団体・施設、ボランティア団体など、地域福祉を真剣に考える方々と連携、協働しながら、各種福祉事業、福祉サービスを実施展開し、地域の福祉力を一層高めていくとともに、介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の在宅福祉サービス、障害者総合支援法による障害者の福祉サービス、エリアサポーターによる地域の助け合い活動、権利擁護支援体制の更なる充実を図ってまいります。

そして、赤平市が策定予定の地域福祉計画と連携を図りながら地域福祉実践計画の策定に向けて活動していくとともに、地域の福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図っていくことを基本方針とします。

赤平市社会福祉協議会
会長 藤原 税